

起業プラザひょうご尼崎・尼崎創業支援施設アビーズ
チャレンジ ワークショップ運営事業者募集要項

1 目的

人と人との出会いと情報の交流を促進し、創業しようとする人材の発掘・育成をすることを目的とする。

2 募集対象者

チャレンジ ワークショップ運営で創業したい方（第二創業含む）又は、チャレンジ ワークショップ運営で創業後間もない方

※創業後間もない：概ね創業後3年以内の方

3 募集内容

起業プラザひょうご尼崎（以下「KiP 尼崎」という。）、尼崎創業支援施設アビーズ（以下「アビーズ」という。）等を利用して「好き」・「得意」なことを教える事業を開業してください。

4 事業実施場所及び利用条件

(1) アビーズ内及び尼崎倶楽部懇話室

尼崎市昭和通2-6-68 尼崎市中小企業センターアイル3階

① 利用可能場所及び大きさ

ア アビーズ：約20㎡

イ 尼崎倶楽部懇話室Aルーム：約20㎡

ウ 尼崎倶楽部懇話室B・Cルーム：約3㎡（2室）

② 利用可能日：尼崎市中小企業センター開館日

③ 利用可能時間：9：00～20：00

④ その他：尼崎市中小企業センター利用規則に準ずる。

5 応募資格

(1) KiP 尼崎、アビーズの利用者又は、卒業者

(2) 尼崎市内で、教室やワークショップの運営で創業しようと検討中の方

(3) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。

② 尼崎市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるもので、明らかに運営者として不

相当であると認められる者。

- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと。
- ④ 尼崎市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑥ 市税及び消費税並びに地方消費税等について未納・滞納のない団体等であること。
- ⑦ その他明らかに運営者として不適当であると認められる者。

6 利用条件

(1) 期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日の1年間

（更新も可とするが、5回までとする。）

(2) 施設利用料

施設利用料：2,000円（税別）/回（2時間以内）

※1回の利用時間は、2時間までとし2時間を超える場合は、2回分とする。

※毎月の利用回数の上限は、8回までとする。但し理事長が特別に認めた場合は、12回までは可能とする。

※KiP 尼崎、アビーズの利用者は、IM指導の下、スキルアップのために実施する場合は、施設利用開始から12回まで無料とする。（但し、上限は月1回までとする。）

※KiP 尼崎、アビーズ利用者は、IMが関与しない自主事業を実施する場合は、施設利用開始から1年間は、月1回まで無料とする。

※募集開始日時点で、KiP 尼崎、アビーズの利用者は、募集開始日から12回まで無料とする。

(3) 利用条件

- ① チャレンジ ワークショップ運営業務に必要な教材や材料及び備品などは全て運営事業申請者が用意すること
- ② チャレンジ ワークショップの利用に際し部屋のレイアウト等変更した場合は、利用終了後に利用前の状態に戻すこと
- ③ 受講生は、自ら募集すること
- ④ 受講生が支払う授業料は、徴収すること
- ⑤ 電気代等は、実費分を支払うこと
- ⑥ チャレンジ ワークショップ運営に伴う損害保険等に加入すること
- ⑦ その他チャレンジ ワークショップ運営に係る費用、運営責任は全て利用申請者が負うこと

(4) 禁止行為

- ① 匂いや光、音、風等を発する行為
 - ② 会場等を破損や汚す等損害を与える恐れのある行為
 - ③ その他、他の利用者等に迷惑になる行為
- (5) 開催できない事業
- ① 匂いや光、音、風等を発する事業
(料理教室、模型作成教室、音楽教室等)
 - ② 会場を汚す恐れのある事業
(絵画教室等)
 - ③ その他、理事長が不相当と判断した事業

7 利用方法

- (1) チャレンジ ワークショップを運営しようとする者（以下「チャレンジ ワークショップ申請者」という。）は、起業プラザひょうご尼崎・尼崎創業支援オフィスアビーズ チャレンジ ワークショップ運営事業申込書（以下「運営事業申込書」という。第1号様式）に次の①を添えて、機構の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。
- ① 起業プラザひょうご・尼崎創業支援オフィスアビーズ チャレンジ ワークショップ運営利用に関する同意書
- (2) 外国籍を有する者は、前項各号の書類のほか、次に掲げる書類も併せて理事長に提出しなければならない。
- ① 経営者として収入を得るために必要な在留資格を確認できるもの
 - ② 申請時までに会社等に勤務していた場合は、当該勤務に必要な在留資格を確認できるもの
- (3) 事業の許可を受けた者は、申請した利用回数に応じた利用料を指定の期日までに支払わなければならない。
- (4) 事業の許可を受けた者が、翌月以降に利用希望の申込みをする場合は、毎月10日までに、翌月以降の利用回数を、起業プラザひょうご・尼崎創業支援オフィスアビーズ チャレンジ ワークショップ運営事業利用予約申込書（以下「利用予約申込書」）で申請するとともに利用回数に応じた利用料金を併せて支払うこと。
- ※但し、運営事業申込書を提出の際に、翌月以降の継続申請も合わせて行っており、利用回数に応じた利用料を支払っている場合は、運営事業申込書及び利用予約申込書での申請は不要とする。

8 利用の可否について

- (1) 利用可否決定方法
- ① KiP 尼崎・アビーズ等を利用してチャレンジ ワークショップを運営しようとする

者から提出された運営事業申込書は、チャレンジ ワークショップ運営事業者として利用の可否決定について、申込内容確認のために利用希望者に対してヒヤリングを行ったうえで、利用の適正を総合的に判断し理事長が利用許可の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(2) 適正基準

- ① 起業家マインド（こころ構え、確固たるビジョンを持っているか）。
- ② 公序良俗に反せず、チャレンジ ワークショップとしての使用範囲を超えない事業内容であること。
- ③ その他

(3) 利用許可について

- ① 利用の許可を受けた者には、チャレンジ ワークショップ運営事業許可証を発行する。

9 利用までの流れ

